

亀山市告示第144号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支援金の交付対象者）</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。</p> <p>〔ア及びイ 略〕</p> <p>ウ テレワークを行う者 次に掲げ</p>	<p>（支援金の交付対象者）</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。</p> <p>〔ア及びイ 略〕</p> <p>ウ テレワークを行う者 次に掲げ</p>

る事項の全てに該当すること。

[ (ア) 略 ]

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号・府地事第878号・4農振第2457号・国総政第31号・環循適発第2301251号。以下「要綱」という。）によるデジタル田園都市国家構想交付金（要綱第6の1の2に規定する事業を対象とするものに限る。以下同じ。）又はその前歴事業を活用した取組であって、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 起業等をする者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 1年以内に三重県起業支援金交付要領（令和6年6月28日施行）に基づく三重県起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(イ) 要綱によるデジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組であって、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

る事項の全てに該当すること。

[ (ア) 略 ]

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号・府地事第878号・4農振第2457号・国総政第31号・環循適発第2301251号。以下「要綱」という。）によるデジタル田園都市国家構想交付金（要綱第6の1の2）に規定する事業を対象とするものに限る。）又はその前歴事業を活用した取組であって、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

[号の細分を加える。]

<p>[ (3) 略 ]</p> <p>(支援金の交付申請)</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p><u>(5) 起業等をする者にあつては、起業支援金の交付決定通知書の写し</u></p> <p>(支援金の返還請求)</p> <p>第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める支援金の額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合であつて、三重県が返還を不要としたときは、この限りでない。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p><u>(5) 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p>	<p>[ (3) 略 ]</p> <p>(支援金の交付申請)</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(支援金の返還請求)</p> <p>第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める支援金の額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合であつて、三重県が返還を不要としたときは、この限りでない。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>(5) [略]</u></p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

様式第1号中

「 【テレワークを行う場合】

<p>亀山市への移住の意思について</p>	<p>A 自己の意思である</p>	<p>B 所属先企業等からの命令である</p>
-----------------------	-------------------	-------------------------

を

※各種確認事項のBに該当する場合は、支援金の支給対象になりません。

」

「 【テレワークを行う場合】

亀山市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属先企業等からの命令である
----------------	------------	------------------

※各種確認事項のBに該当する場合は、支援金の支給対象になりません。

【起業等をする場合】

1年以内に三重県起業支援金交付要領に基づく三重県起業支援金の交付決定を受けている。	A 受けている	B 受けていない
---	---------	----------

」

に改める。

「

□⑦移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し を

」

「

□⑦移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し  
□⑧三重県起業支援金の交付決定通知書の写し に改める。

」

様式第2号中

「 (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額 」を

「 (5) 企業支援金の交付決定を取り消された場合 全額

(6) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額 」に改める。

様式第4号中

「 (2) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額

(3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）を辞した場合 全額 を

(4) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額 」

「 (3) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額

(4) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）を辞した場合 全額

(5) 企業支援金の交付決定を取り消された場合 全額

(6) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額 」

に改める。

様式第7号中

「 (2) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額

(3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）を辞した場合 全額

(4) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額 」

「 (3) 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額

(4) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職（マッチングサイトに掲載している求人により就職した職若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した職をいう。）を辞した場合 全額

(5) 企業支援金の交付決定を取り消された場合 全額

(6) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額 」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。